

用フルコト

(ハ) 願届手續、照會回答等ハ努メテ迅速ニ之ヲ處理スルコト

三、手續等ニ關シ國民ニ經濟的負擔ヲ掛クルハ最少限度ニ留ムル様努ムルコト

四、官公署ニ於テ一般公衆ノ呼出ヲ爲ス場合ハ努メテ一般公衆ノ便宜ヲ考慮スルコト

(例)

(イ) 出頭ヲ求ムルハ已ムヲ得ザルトキニ限リ、電話又ハ書面ヲ以テ之ニ代フルコト

(ロ) 已ムヲ得ザル場合ノ外代人ヲ認ムルコト

(ハ) 出頭時刻ハナルベク本人ノ都合ニ委スコト

(ニ) 時刻ヲ指定シタルトキハ長時間待合セヲ爲サシメザルコト

限リ代書シ與フルコト

(ホ) 案内係ヲ設置スルコト

六、當務者ノ事務改善研究會ヲ設クルコト

(日本標準規格 B4 判)



閣下 第八九號

昭和十二年五月五日

昭和十二年五月五日

昭和十二年五月七日

内閣總理大臣 勅

内閣書記官長

内閣書記官



國家總動員準備ニ関シ別紙案ニ依リ各官廳ニ訓令相成然ルベシ

、現下内外世局ノ促ガス所、内ハ庶政ヲ一新シ、外ハ非常ノ變ニ備へ、以テ帝國存榮ノ基礎ヲ鞏ウシ、當ニ舉國躍進ヲ期スベキノ機運ニ際會ス。若シ夫レ一朝有事ニ對スルノ備ヘニ至ツテハ、必ラズヤ軍備ノ充實ト相待チ、廣ク各般ノ人的及物的資源ヲ統制運用シテ、國力全般ノ最高發揮ヲ期スルノ總動員準備ニ遺算ナキヲ要スルハ、之ヲ既往ノ經驗ニ稽へ、之ヲ近代國防ノ意義ニ察シ、寔ニ明白ナル所ナリ。

、惟フニ國家總動員準備ノ要ハ、汎ク人的及物的資源ニ關シテ、正確精新ナル調査ニ基キ綿密周到ナル計畫ヲ樹立スルト共ニ、其ノ總動員上ノ要請ヲ平時ノ施設ニ調和綜合シテ、資源ノ圓滿ナル育成開發ヲ圖ルニ存ス。即チ民力ヲ涵養シ、國力ノ綜合的充實ヲ期スルハ、一般施

政ノ要諦タルト共ニ、資源ノ海外ニ依存スルコト大ナル我邦ノ現状ニ鑑ミ、特ニ必須ノ要件ナリトス。

是ノ故ニ、職ヲ官ニ奉ズル者ハ、深ク思チ日新ノ時局ニ致シ、職司各、異ル所アリト雖モ、苟モ此ノ見地ヨリスルノ省察ヲ怠ラズ、各般ノ施設ヲシテ常ニ國家總動員準備ノ要請ニ合致セシムルノ用意アルヲ念トシ、協力一致、齊シク處務ノ核心ニ著眼シ、本末輕重ヲ分チ先後緩急ヲ制シテ、皆能ク時世ノ要求ニ適應セシメンコトヲ望ム。

昭和十二年五月二十七日

内閣總理大臣

(日本標準規格B4判) (木村納)

海甲二二

十二
七
五

昭和十二年七月十五日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣總理大臣

法制局長官



外務大臣	陸軍大臣	文部大臣	逓信大臣
延	叔		敦
内務大臣	海軍大臣	農林大臣	鐵道大臣
延	及	忠	弘
大藏大臣	司法大臣	商工大臣	拓務大臣
興	立	遠	如

別紙陸軍海軍兩大臣請議大正九年勅令第
三百六十七號中改正、件請議

ヲ審査スルニ右ハ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通

三六

去 司